

教育データの利活用に関する有識者会議（第1回）

# 法制度の観点から

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー  
弁護士・ニューヨーク州弁護士

大阪大学招へい教授（社会技術共創研究センター）  
戸田市教育委員会ロイヤー

三部 裕幸



- **目的、ステークホルダー、事実関係の確定**

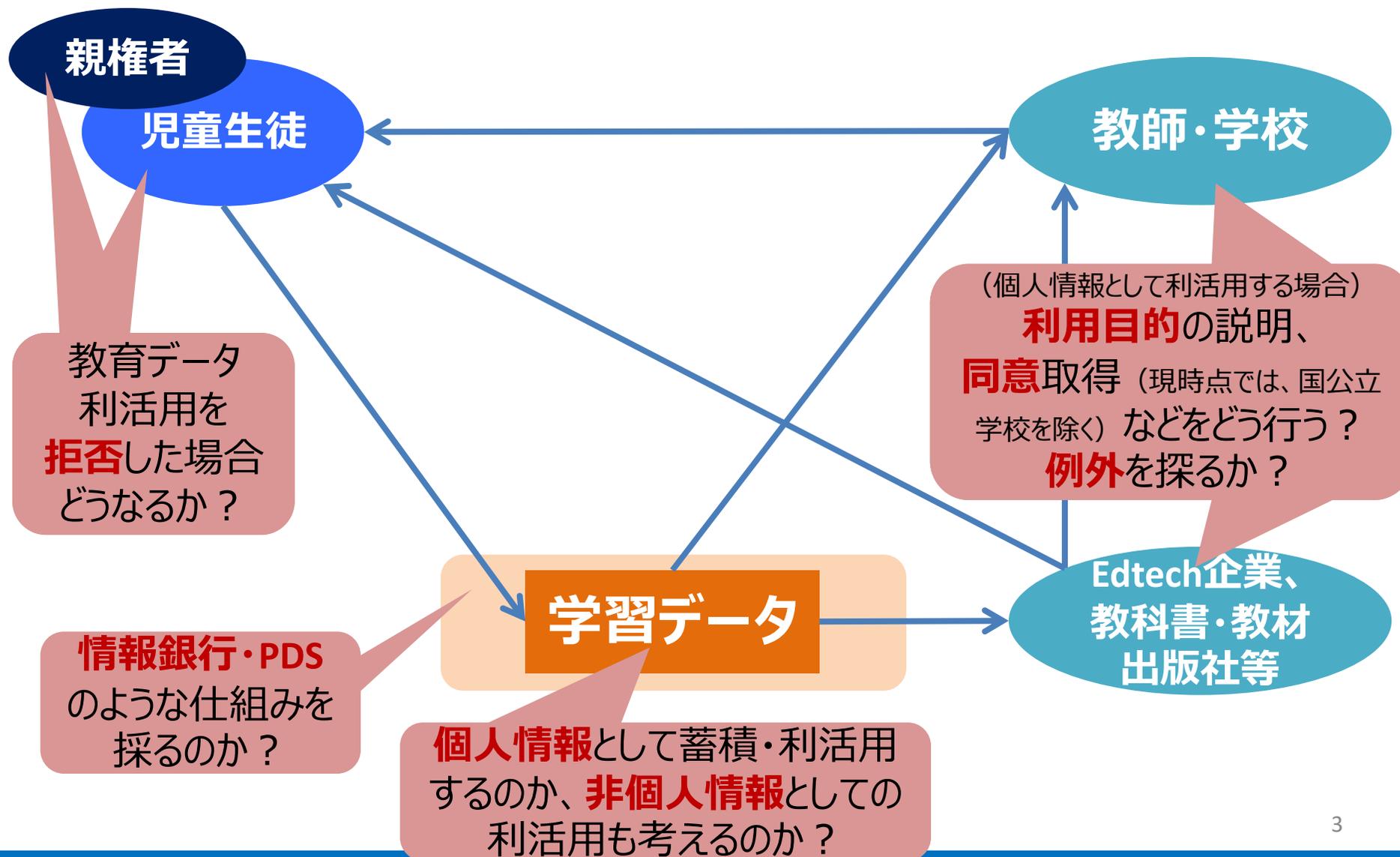
- それらによって、**法的な論点は全く異なってくる**

- 児童生徒本人の学習の向上だけを目的とするのか、より広い目的を含めるのかによって、法的な論点は全く異なる
- ステークホルダーの範囲などの事実関係によっても、論点は全く異なる

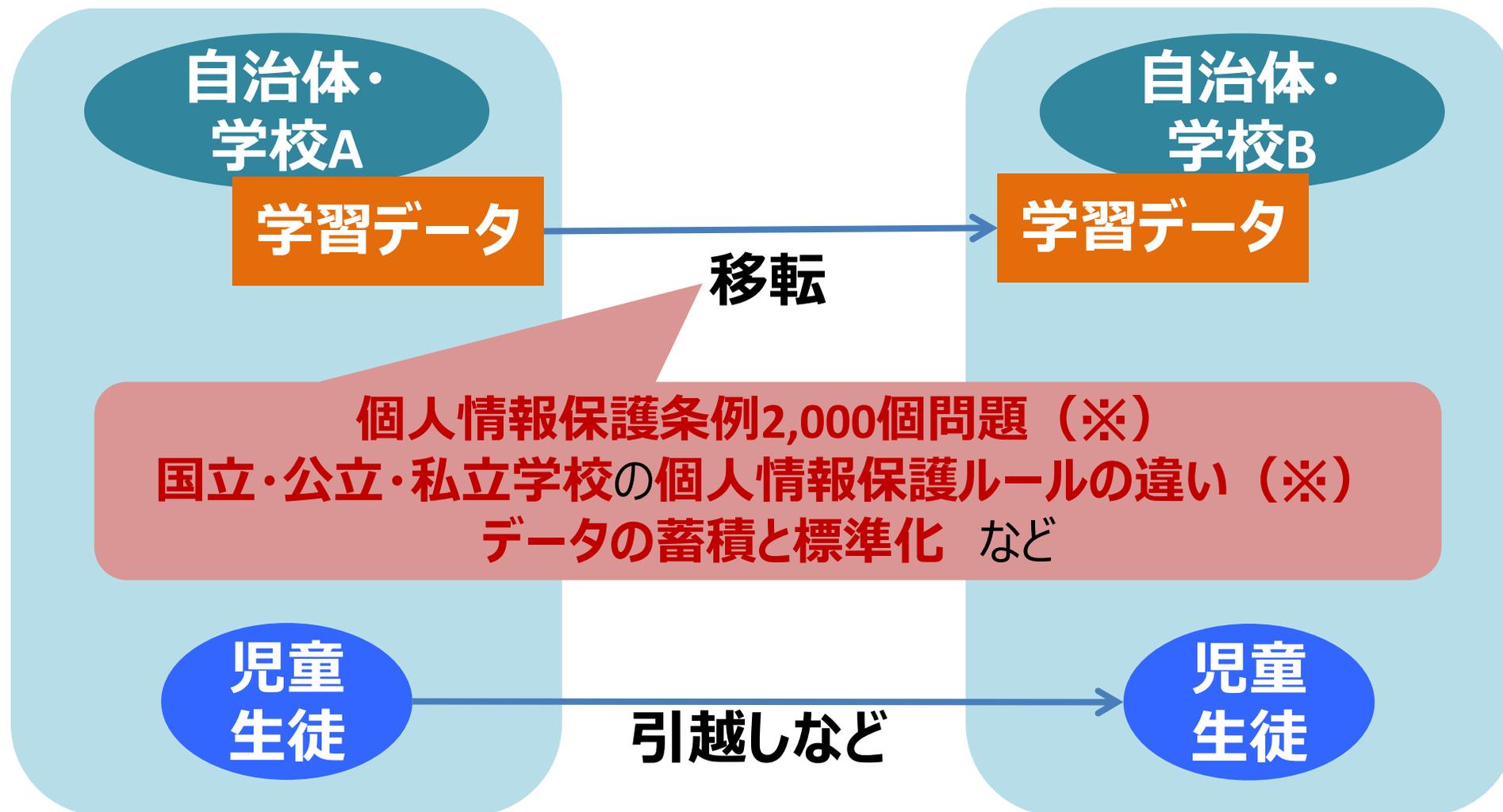
- **本書は、現時点で予想される法的な論点の例（あくまで例）を述べるにすぎない**

- 初期段階におけるディスカッション目的の仮の記載であることをご了承ください

# 個人情報取扱いに関する 法的な論点（例）

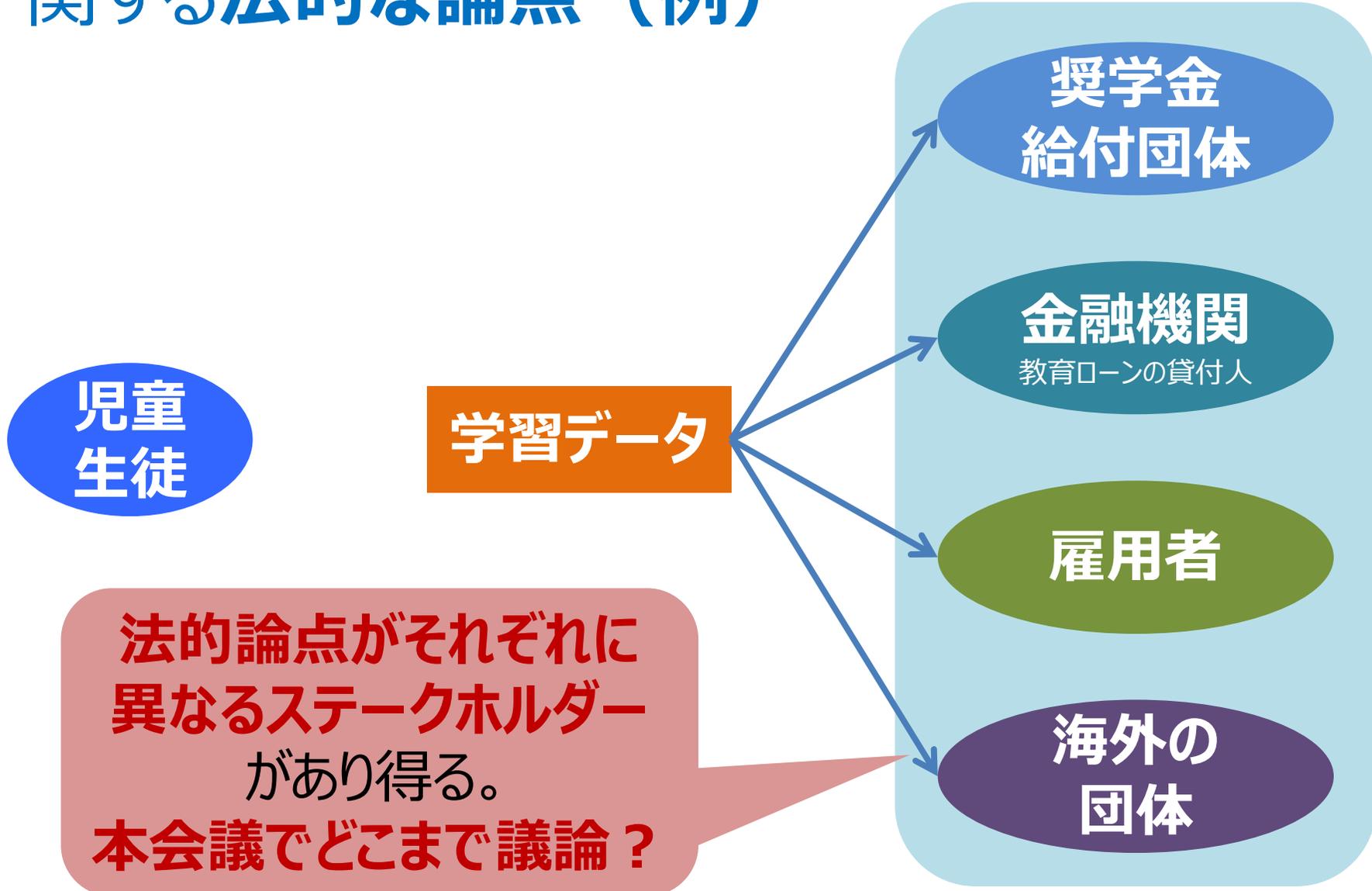


# データの円滑な移転に関する 法的な論点（例）



（※）「規制改革推進に関する答申」（令和2年7月2日）において見直しが提言されている

# ステークホルダーの広がりに関する法的な論点（例）



- **検討が必要な論点が多い。例**として：
  - **学校・教育**に関する法律
  - **知的財産**
    - 著作権についての対応など
  - **海外の法律**も関係（**GDPR**など）
- **AIの利活用**に関しては
  - 日本を含め各国で議論されているAIに関する**新たな法律・原則の動き**を視野に入れる必要がある

# — 法的な論点の検討に当たって —



- **目的、ステークホルダー、事実関係の確定が必須**となる
- その確定のために：
  - 考えられる**仮のユースケース**を**早い段階で想定**しつつ、
  - **利害関係者の意見聴取**の機会を設けることが考えられる

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー  
弁護士・ニューヨーク州弁護士（第二東京弁護士会所属）  
大阪大学招へい教授（社会技術共創研究センター）  
戸田市教育委員会ロイヤー

## 三部 裕幸

電話（直通）：03-5501-2276

Email: hiroyuki.sanbe@aplaw.jp

本資料、及び本資料を用いて弊職が述べた事項は、弊職が所属する法律事務所、又は弊職や当該法律事務所が所属・活動する団体等における見解を述べたものではございません。

